

# 福井県報

号外第29号  
令和7年  
3月28日(金)  
火曜日発行

## — 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

### 規 則

- ※個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則（17・情報公開・法制課）……………2
- ※福井県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則（18・労働政策課）……………2

### 訓 令

- ※福井県文書規程の一部を改正する訓令（5・情報公開・法制課）……………3
- ※福井県電子署名規程の一部を改正する訓令（6・同）……………7
- ※福井県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令（7・統計調査課）……………8
- ※福井県工事監督規程の一部を改正する訓令（8・土木管理課）……………9
- ※福井県工事検査規程の一部を改正する訓令（9・工事検査課）……………9

### 教育委員会規則

- ※個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則（5・教育政策課）……………10

### 選挙管理委員会告示

- ※個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示（45）……………11

### 人事委員会規則

- ※個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則（8）……………11

### 監査委員告示

- ※個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示（7）……………11

### 公安委員会規則

- ※個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則（5・県民サポート課）……………11

### 収用委員会告示

- ※個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示（1）……………12

### 海区漁業調整委員会告示

- ※個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示（2）……………12

### 内水面漁場管理委員会告示

- ※個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示（2）……………12

### 企業管理規程

- ※個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程（1）……………12

## 規 則

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月28日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第17号

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年福井県規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「運転免許証 健康保険被保険者証」を「運転免許証」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の個人情報の保護に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月28日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第18号

福井県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

福井県職場適応訓練委託規則（昭和38年福井県規則第66号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第4号および様式第8号中

「 上記の契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を所持するものとする。 」

「 上記の契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を所持するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙が電子署名の上、各自その電磁的記録を保有するものとする。 」

、これらの様式中「」および「」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

# 訓 令

福井県訓令第5号

庁中一般  
各出先機関

福井県文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

福井県知事 杉本 達治

福井県文書規程の一部を改正する訓令

福井県文書規程（昭和61年福井県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(起案)</p> <p>第18条 起案は、文書管理システムを用いて行わなければならない。ただし、文書管理システムにより難しいものとして別に定める場合には、次に掲げる方法により行うことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(起案の要領)</p> <p>第20条 起案は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 書式は、<u>別表第1</u>に定めるところによること。</p> <p>(情報システムの承認)</p> <p><u>第32条の2 情報公開・法制課長は、文書等の管理において必要と認めるときは、收受、起案、決裁、保存その他の文書等の管理につき、文書管理システム以外の情報システムの利用を承認することができる。</u></p> <p><u>(承認情報システムによる文書管理)</u></p>	<p>(起案)</p> <p>第18条 起案は、文書管理システムを用いて行わなければならない。ただし、文書管理システムにより難しいものとして別に定める場合には、次に掲げる方法により行うことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 第32条の3の規定による承認を受けた情報システムであって、別表第1に掲げるもの（以下「承認情報システム」という。）により行う方法</u></p> <p>(起案の要領)</p> <p>第20条 起案は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 書式は、<u>別表第2</u>に定めるところによること。</p> <p><u>(起案等に関する規定の準用)</u></p> <p><u>第32条の2 承認情報システムを用いて起案を行う場合は、第22条、第23条の2から第27条まで（第24条第4項を除く。）、第29条および第30条の規定を準用する。この場合において、これらの規定（第29条を除く。）中「起案文書」とあるのは「承認情報システムによる起案に係る電磁的記録」と、第29条中「文書管理システム以外を用いて起案文書」とあるのは「承認情報システムによる起案に係る電磁的記録」と、「原議書の決裁欄に記載」とあるのは「承認情報システムによる決裁の手続を終了した電磁的記録に記録」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(情報システムの承認)</u></p>

第32条の3 前条の規定により承認した情報システム（以下「承認情報システム」という。）による文書等の管理については、文書管理システムの例による。

2 前項の規定にかかわらず、承認情報システムによる文書等の管理において文書管理システムの例によることが困難である場合は、当該承認情報システムを管理する所属長は、当該承認情報システムにおける文書等の管理の方法を定め、情報公開・法制課長の承認を受けなければならない。

（公印の押印または電子署名の実施）

第36条 発送または発信する文書等のうち次に掲げるものには、公印を押印し、または電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名（以下「電子署名」という。）を実施しなければならない。

- (1) 法令等の規定により公印の押印または電子署名の実施が必要とされるもの
- (2) 県または相手方の権利義務または法的地位に重大な影響を及ぼすもの
- (3) 事実証明に関するものその他その内容が真正であることを証明する必要があると認められるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に公印の押印または電子署名の実施が必要であると認められるもの

2 （略）

3 第1項の電子署名の実施については、福井県電子署名規程（平成17年福井県訓令第38号）の定めるところによる。

（本庁における文書の発送）

第37条 （略）

（電磁的記録の発信）

第42条 所属長は、電磁的記録を発信する際に、当該発信する電磁的記録が事前に決裁した内容と同一であることを確認しなければならない。

第32条の3 情報システムを管理する所属長が新たに当該情報システムにより起案、決裁等を行うおとすときは、情報公開・法制課長の承認を受けなければならない。

（公印の押印）

第36条 発送する文書（図画を除く。以下この項において同じ。）には、公印を押印しなければならない。ただし、次に掲げる文書は、公印の押印を省略することができる。

- (1) 庁内の往復文で軽易なもの
- (2) 案内状、礼状、挨拶状等の書簡文
- (3) 通知、照会等の文書で軽易なもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、情報公開・法制課長が適当と認める文書

2 （略）

（電子署名の実施）

第36条の2 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名（以下この条において「電子署名」という。）を実施することができる情報システムにより発信する電磁的記録には、別に定めるところにより、電子署名を実施しなければならない。ただし、前条第1項各号に該当する電磁的記録については、電子署名の実施を省略することができる。

（本庁における文書の発送）

第37条 （略）

（ファクシミリによる発送）

第42条 所属長は、往復文であつて第36条第1項ただし書の規定により公印の押印を省略したもの（秘密を保持する必要があるものを除く。）については、ファクシミリにより当該文書を発送することができる。

(福井県報への登載)

第43条 (略)

(施行年月日)

第44条 起案者は、文書等の施行を終えたときは、その年月日を原議書に記載し、または文書管理システムに登録しなければならない。

(ファイル基準表)

第45条 所属長は、毎年度当初、ファイル基準表を作成しなければならない。

2～4 (略)

(ファイル基準表の作成方法等)

第46条 (略)

2 所属長は、第56条の規定により毎年度作成するファイル管理簿をもってファイル基準表に代えることができる。

(保存年限等)

第47条 (略)

2 完結文書等の保存年限は、別表第2に定める文書保存年限基準（法令等により保存期間が定められている完結文書等にあつては、当該保存期間）に基づき、ファイル基準ごとに所属長が定める。

(保存年限の延長)

第59条 所属長は、完結文書等の保存年限の到来後も引き続き当該完結文書等を保存する必要があると認めるときは、当該完結文書等の保存年限を限度として、当該完結文書等の保存年限を延長することができる。

2～5 (略)

別表第1を削る。

別表第2第8章2を次のように改める。

(電磁的記録の発信)

第42条の2 所属長は、発信する電磁的記録を文書取扱責任者に発信させなければならない。

(福井県報への登載)

第43条 (略)

(施行年月日)

第44条 起案者は、文書等の施行を終えたときは、その年月日を原議書に記載し、文書管理システムに登録し、または承認情報システムによる決裁の手続を終了した電磁的記録に登録しなければならない。

(ファイル基準表)

第45条 所属長（承認情報システムに係る電磁的記録にあつては、当該承認情報システムを管理する所属長。以下同じ。）は、毎年度当初、ファイル基準表を作成しなければならない。

2～4 (略)

(ファイル基準表の作成方法)

第46条 (略)

(保存年限等)

第47条 (略)

2 完結文書等の保存年限は、別表第3に定める文書保存年限基準（法令等により保存期間が定められている完結文書等にあつては、当該保存期間）に基づき、ファイル基準ごとに所属長が定める。

(保存年限の延長)

第59条 所属長は、完結文書等の保存年限の到来後も引き続き当該完結文書等を保存する必要があると認めるときは、5年（第47条第2項の規定により所属長が定めた保存年限の年数が5年未満の場合にあつては、当該年数）を限度として、当該完結文書等の保存年限を延長することができる。

2～5 (略)

2 契約書

〇 〇 〇 〇 契 約 書

②

福井県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、〇〇〇〇〇

①

〇〇のため、次の条項により契約を締結する。

① ⑤

第1条 〇〇〇

②

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

（中 略）

②

この契約を証するため、この証書を作成し、甲乙署名押印して各自1通を保存する。ただし、本

①

書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙が電子署名の上、各自その電磁的記録を保有する。

③

（元号） 年 月 日

甲 福井県知事 氏 名

乙 住 所

氏 名

別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

福井県訓令第6号

庁中一般

各出先機関

福井県電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

福井県知事 杉本 達治

福井県電子署名規程の一部を改正する訓令

福井県電子署名規程（平成17年福井県訓令第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>電子署名の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認証局 地方公共団体組織認証基盤（地方公共団体が住民、企業、国または地方公共団体の間で交換する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により作成される文書が真正なものであることを認証するための基盤をいう。以下同じ。）における認証局をいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 立会人型電子署名サービス 事業者が、契約、協定その他これらに類するもの（以下「契約等」という。）の当事者の指示を受けて電磁的記録に電子署名を行うサービスをいう。</u></p> <p>(電子署名の実施)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、契約等（福井県財務規則（昭和39年福井県規則</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>福井県文書規程（昭和61年福井県訓令第6号。以下「文書規程」という。）第36条の2の規定に基づき、電子署名の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認証局 地方公共団体組織認証基盤（地方公共団体が住民、企業、国または地方公共団体の間で交換する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成される文書が真正なものであることを認証するための基盤をいう。以下同じ。）における認証局をいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(電子署名の実施)</p> <p>第3条 (略)</p>

第11号)の適用を受けるものに限る。)の締結につき当該契約等の内容を記録した電磁的記録を作成する場合に実施する電子署名は、立会人型電子署名サービスを利用して行うことができる。

3 前項の規定による立会人型電子署名サービスを利用した電子署名の実施に関し必要な事項は、DX推進課長が別に定める。

(鍵情報格納カードの種類)

第5条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する鍵情報格納カードの種類以外の鍵情報格納カードの発行を必要とする所属長(福井県文書規程(昭和61年福井県訓令第6号。以下「文書規程」という。))第2条第3号に規定する所属長をいう。)は、DX推進課長に協議し、その承認を受けなければならない。この場合における鍵情報格納カード管理者は、DX推進課長が当該所属長と協議の上決定するものとする。

(鍵情報格納カードの種類)

第5条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する鍵情報格納カードの種類以外の鍵情報格納カードの発行を必要とする所属長(文書規程第2条第3号に規定する所属長をいう。)は、DX推進課長に協議し、その承認を受けなければならない。この場合における鍵情報格納カード管理者は、DX推進課長が当該所属長と協議の上決定するものとする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

福井県訓令第7号

庁中一般

各出先機関

福井県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

福井県知事 杉本 達治

福井県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令

福井県統計事務取扱規程(平成21年福井県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委託により県統計調査を実施する場合の措置)</p> <p>第8条 所属長は、県統計調査の全部または一部の実施を他人に委託する場合には、調査票情報その他調査対象者を識別することができる情報について、当該委託を受ける者が秘密を保持し、および適正な管理をすべきことを当該委託に係る契約書に記載し、または契約内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録するものとする。</p>	<p>(委託により県統計調査を実施する場合の措置)</p> <p>第8条 所属長は、県統計調査の全部または一部の実施を他人に委託する場合には、調査票情報その他調査対象者を識別することができる情報について、当該委託を受ける者が秘密を保持し、および適正な管理をすべきことを当該委託に係る契約書に記載するものとする。</p>



附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

福井県訓令第8号

庁中一般  
各出先機関

福井県工事監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

福井県知事 杉本 達治

福井県工事監督規程の一部を改正する訓令

福井県工事監督規程（昭和49年福井県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 監督職員は、<u>工事請負契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。第6条第1項において同じ。）</u>、設計図書等の内容をじゅうぶんに理解し、工事現場の実態を把握するとともに、請負者またはその現場代理人から指示、承諾、協議、確認等を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第4条 監督職員は、工事請負契約書、設計図書等の内容をじゅうぶんに理解し、工事現場の実態を把握するとともに、請負者またはその現場代理人から指示、承諾、協議、確認等を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（書類の備付け等）</p> <p>第6条 監督職員は、工事の期間中、次に掲げる書類（<u>当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次項において同じ。</u>）を備え、これを整理しておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>2 監督職員は、工事が完了したときは、前項各号に掲げる書類を契約担当者（<u>かい（その長が契約担当者であるものを除く。）</u>）にあつては、<u>かいの長を含む。以下同じ。</u>）に提出しなければならない。</p>	<p>（書類の備付け等）</p> <p>第6条 監督職員は、工事の期間中、次に掲げる書類を備え、これを整理しておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>2 監督職員は、工事が完了したときは、前項各号に掲げる書類を契約担当者<u>かい（その長が契約担当者であるものを除く。）</u>にあつては、<u>かいの長を含む。以下同じ。</u>に提出しなければならない。</p>

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

福井県訓令第9号

庁中一般

各出先機関

福井県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

福井県知事 杉本 達治

福井県工事検査規程の一部を改正する訓令

福井県工事検査規程（昭和40年福井県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（検査の内容）</p> <p>第4条 工事の検査は、工事の出来高を対象とし、当該出来高を工事請負契約書、仕様書、設計書その他関係図書（これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）と対比してその適否を判定するとともに、これに関連して当該工事の費用の経理および当該請負契約の履行が妥当であるか否かを調査して行うものとする。</p> <p>（工事の修補請求等）</p> <p>第12条 工事検査職員は、工事の検査の結果、その出来高が、<u>工事請負契約書、仕様書、設計書その他関係図書（これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）</u>の内容と相違し、または不完全と認めるときは、契約担当者に工事の修補が必要な旨を報告しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（検査の内容）</p> <p>第4条 工事の検査は、工事の出来高を対象とし、当該出来高を工事請負契約書、仕様書、設計書その他関係図書と対比してその適否を判定するとともに、これに関連して当該工事の費用の経理および当該請負契約の履行が妥当であるか否かを調査して行うものとする。</p> <p>（工事の修補請求等）</p> <p>第12条 工事検査職員は、工事の検査の結果、その出来高が、<u>契約書、仕様書、設計書その他関係図書における記載内容</u>と相違し、または不完全と認めるときは、契約担当者に工事の修補が必要な旨を報告しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

## 教育委員会規則

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月28日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第5号

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年福井県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「運転免許証 健康保険被保険者証」を「運転免許証」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の個人情報の保護に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 選挙管理委員会告示

### 福井県選挙管理委員会告示第45号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年福井県選挙管理委員会告示第45号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「運転免許証 健康保険被保険者証」を「運転免許証」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正前の個人情報の保護に関する法律施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 人事委員会規則

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月28日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

### 福井県人事委員会規則第8号

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年福井県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「運転免許証 健康保険被保険

者証」を「運転免許証」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の個人情報の保護に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 監査委員告示

### 福井県監査委員告示第7号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

福井県監査委員 山本 建

同 松崎 雄城

同 五十嵐 昌子

同 伊藤 和弘

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年福井県監査委員告示第9号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「運転免許証 健康保険被保険者証」を「運転免許証」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正前の個人情報の保護に関する法律施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 公安委員会規則

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月28日

福井県公安委員会 委員長 禿 了修

### 福井県公安委員会規則第5号

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年福井県公安委員会規則第4号）の一部

を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「運転免許証 健康保険被保険者証」を「運転免許証」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の個人情報の保護に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 収用委員会告示

### 福井県収用委員会告示第1号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

福井県収用委員会 会長 金井 亨

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年福井県収用委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「運転免許証 健康保険被保険者証」を「運転免許証」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正前の個人情報の保護に関する法律施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 海区漁業調整委員会告示

### 福井海区漁業調整委員会告示第2号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

福井海区漁業調整委員会 会長 小林 利幸

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年福井海区漁業調整委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「運転免許証 健康保険被保険者証」を「運転免許証」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正前の個人情報の保護に関する法律施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 内水面漁場管理委員会告示

### 福井県内水面漁場管理委員会告示第2号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

福井県内水面漁場管理委員会 会長 此下 美千雄

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年福井県内水面漁場管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「運転免許証 健康保険被保険者証」を「運転免許証」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正前の個人情報の保護に関する法律施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 企業管理規程

### 福井県企業管理規程第1号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

福井県知事 杉本 達治

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年福井県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「運転免許証 健康保険被保険

者証」を「運転免許証」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の個人情報の保護に関する法律施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

